

ゲストオペレート制度について

無線従事者の資格を持っていれば、アマチュア局の免許を持っていなくても、他のアマチュア局を訪問してゲスト運用することができるようになりました。

なお、運用は訪問先の局の免許人が責任を持って行うもので、必ず訪問先の局の免許人の立ち会いのもとで行ってください。

ゲストオペレート制度の概要 (1997/2/24付 J A R L 文書より)

1. ゲスト運用者は無線従事者の資格が必要

ゲスト（他のアマチュア局を訪問してその局を運用する者をいう）は、アマチュア局の無線設備を操作することができる資格（第1～4級アマチュア無線技士及び相当資格を含む）が必要です。

また、相互運用が認められている国（アメリカ、ドイツ、カナダ、オーストラリア、フランス、韓国、フィンランド、アイルランド）のアマチュア局の免許または、アマチュア局を操作することができる資格を持っている方のゲスト運用もできます。

2. 操作できる範囲

ゲストは、自分の資格の範囲内で、かつ、訪問先のアマチュア局の免許の範囲内で運用できます。

3. 立ち会い

ゲスト運用は、訪問先の局の免許人（社団局の場合は代表者又は構成員）がすべての責任をもって実施するもので、必ず訪問先の免許人の立ち会いのもとで運用してください。

4. コールサイン

ゲストが使用するコールサインは、訪問先で運用する局のコールサインを使用して、行ってください。

なおそのコールサインのあとには、必ずゲストのコールサインまたは無線従事者免許しか持っていないアマチュアは名前を送出して、ゲスト運用であることが相手局にわかるようにしてください。

(ゲスト運用の例)

- HF帯で200Wと10W機、144MHz帯で20Wの無線設備で免許されている第2級アマチュア無線技士の局を第4級アマチュア無線技士が訪問してゲスト運用する場合は、第4級アマチュア無線技士の操作範囲内での運用になりますので、HF帯の10W機および144MHz帯の20W機の無線設備を使用して運用することができますがHF帯の200W機の運用はできません。また、A1電波や1.9MHz、10MHz、14MHz、18MHzの各周波数帯での運用もできません。
- HF帯の無線設備で免許されている第4級アマチュア無線技士の局を第2級アマチュア無線技士が訪問してゲスト運用する場合は、その局の免許の範囲内での運用になりますので、A1電波や1.9MHz、10MHz、14MHz、18MHzの各周波数帯での運用はできません。